

みんなで防ごう！

障がい者虐待

障がいのある人もない人も共に生きる社会にするために



障がいのある人への虐待は、法律で禁止されています。

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促すには、虐待を防止することが極めて重要であることから、「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されました。この法律では、障がい者に対する虐待の禁止や虐待の予防、早期発見などがうたわれています。

障がいのある人への
虐待はしてはいけません。

虐待を発見した人には、
通報の義務があります。

学校や病院には、
虐待防止の義務があります。

宇土市・宇城市・美里町

障害者虐待防止法とは

◆ どんな法律なの？

「障害者虐待防止法」とは、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

内容は障がい者の虐待予防と早期発見及び養護者への支援を行うものなどとなって います。

◆ 虐待の種類は？



養護者による障がい者虐待

障がい者の世話や金銭の管理などをしている家族や親族又は同居する人による虐待



障がい者福祉施設 従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待



使用者による障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待

障がい者虐待の例

◆ 暴力だけが虐待ではない！

暴力だけが虐待と思いがち。「障害者虐待防止法」には下記の5種類を虐待と記載しています。

◆ どんなことが虐待？

① 身体的虐待



障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

例えば… 踏る、つねる、閉じ込める、殴るなど

② 性的虐待



障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつな行為をしたり、させたりすること。

例えば… 性的暴力、無理やりキスをする、わいせつな話をするなど

③ 心理的虐待



障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応や不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例えば… 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をするなど

④ 放棄・放任（ネグレクト）



障がい者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、その他の者による①から③までに掲げる行為の放置などにより、障がい者の心身を衰弱させること。

例えば… 十分な食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

⑤ 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することや障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

例えば… 年金や賃金を渡さない、勝手に財産を処分するなど



宇城圏域障害者虐待防止センターに ご相談ください。

障がい者虐待の通報や届出先

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届け出には、「**宇城圏域障害者虐待防止センター**」において対応します。

宇城圏域障害者虐待防止センター

住所：熊本県宇城市松橋町豊福1786（相談支援センターこすもす内）

TEL 25-9019 FAX 33-4579 (24時間・365日受付)

- 宇土市役所 福祉課 **TEL 22-1111 FAX 22-5515**
- 宇城市役所 社会福祉課 **TEL 32-1111 FAX 32-0110**
- 美里町役場 福祉課 **TEL 47-1111 FAX 47-0110**

通報者の秘密は守られます

虐待かなと思ったら連絡してください。虐待は被害者自身が虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えることができない場合もあります。

通報は匿名でも
かまいません

通報した人の
秘密は守られます

誤報だとしても
罰せられません

通報や届出のあとは

虐待防止センターや市町では、通報や届出の内容を検討し、事実確認を行い、必要により立入調査や保護を行います。また、通報や届出がなくても虐待や虐待のおそれのあるところへは家庭訪問したり、カウンセリングを行ったりして、虐待防止に努めます。